

岡山労働局発表
令和8年1月5日

岡山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
電話 (086) 225-2014 (直通)

～岡山県内の特定最低賃金（6業種）確定～

全業種の効力発生日が確定！



岡山労働局長（森實 久美子）は、岡山県内の特定の産業に従事する労働者に適用される特定最低賃金（各種商品小売業を除く6業種）について、岡山地方最低賃金審議会の答申どおり、業種ごとに時間額44円から65円を引き上げるよう改正決定を行いました。

本日、耐火物製造業に係る一部改正決定の官報公示が行われたことにより、
全6業種の改正決定について効力発生日まで確定することとなりました。

なお、既に3業種の新・特定最低賃金（鉄鋼業、電気機械器具製造業及び船舶製造・修理業、舶用機関製造業）の効力は発生しております。

特定最低賃金(略称を使用)	時間額	効力発生日
耐火物製造業	1,074円 (+48円)	令和8年2月4日
鉄鋼業	1,166円 (+64円)	令和7年12月27日
一般機械器具製造業	1,103円 (+49円)	令和8年1月17日
電気機械器具製造業	1,090円 (+65円)	令和8年1月4日
自動車・同附属品製造業	1,083円 (+44円)	令和8年1月21日
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,159円 (+65円)	令和8年1月1日

岡山労働局では引き続き、最低賃金の周知等を行うとともに、助成金等の賃金引上げ支援パッケージの周知・利用勧奨など、賃金を引き上げやすい環境整備に一層取り組みます。

別 紙

特定最低賃金改正額（岡山県内の特定の産業の労働者に適用されます。）

最 低 賃 金 の 件 名	改 正 後 の 時 間 額 (引上げ額／引上げ率)	改 正 前 の 時 間 額	効 力 発 生 年 月 日			
耐火物製造業最低賃金	1, 074円 (48円／4.68%)	1, 026円	令和8年 2月4日			
鉄鋼業最低賃金	1, 166円 (64円／5.81%)	1, 102円	令和7年 12月27日			
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、 縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・ 同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械 器具製造業最低賃金 (略称：一般機械器具製造業最低賃金)	1, 103円 (49円／4.65%)	1, 054円	令和8年 1月17日			
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金 (略称：電気機械器具製造業最低賃金)	1, 090円 (65円／6.34%)	1, 025円	令和8年 1月4日			
自動車・同附属品製造業最低賃金	1, 083円 (44円／4.23%)	1, 039円	令和8年 1月21日			
船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	1, 159円 (65円／5.94%)	1, 094円	令和8年 1月1日			
各種商品小売業最低賃金	今年度は、金額改正がありません。 現在の岡山県最低賃金（令和7年12月1日以降、1, 047円）が適用されます。					
<p>*業種分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づくものです。 ただし、各種商品小売業の業種分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づくものです。</p>						
<p>注1) 次の賃金は最低賃金に算入されません。 ①精勤手当・通勤手当・家族手当 ②時間外手当・休日手当・深夜手当 ③臨時に支払われる賃金 ④1月を超える期間ごとに支払われる賃金</p>						
<p>注2) 特定最低賃金が適用されない労働者について 上記の一覧表に掲げる業種の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されますが、次の場合は「岡山県最低賃金」が適用となります。 ①18歳未満又は65歳以上の者。 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの。 なお、「岡山県鉄鋼業」「岡山県自動車・同附属品製造業」「岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業」については、雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの。 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者。</p>						
<p>※特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。</p>						